

困国保年金課国保係（☎内線1113）  
 住民福祉課税務係（☎内線2160）

## 国民健康保険に加入している皆さんへ

# 国民健康保険

# 限度額適用認定証交付のお知らせ

入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在交付の認定証は7月31日で有効期限切れになりますので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請した月の1日から適用になります。

なお、70歳から74歳で「現役並みⅢ」と「一般」の区分の人は、保険証兼高齢受給者証が認定証の代わりになりますので、認定証の申請は必要ありません。

### ●認定証の申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 認定証（すでに交付済のもの）
- ・ 「マイナンバーカード」（もしくは「通知カード」と運転免許証などの「公的な写真付身分証明」）
- ※国民健康保険税を滞納していると限度額適用認定証は交付できない場合があります
- ※下表のへ内は、過去12か月間で4回以上高額療養費の支給を受けた場合

合の額です

※70歳未満の人については所得の申告がない場合、区分「ア」として扱います

※原則、1つの医療機関で支払う1か月の金額が限度額までになります

※2つ以上の医療機関で受診した場合には、高額療養費の申請が必要な場合があります

※特例対象被保険者（解雇や倒産などで職を失った失業者）軽減措置に該当する人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります

### 70歳から74歳の人

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来+入院	
	外来(個人単位)	(世帯単位)
現役並みⅢ* (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降:140,100円)	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降:93,000円)	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降:44,400円)	
一般*	※18,000円 年間上限144,000円	57,600円 (4回目以降:44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

\*...認定証の申請は必要なし

### 入院時食事療養費標準負担額

対象		1食あたりの負担額
一般(下記以外の人)		460円
非課税 (70歳以上は低所得者Ⅱ)	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ		100円

### 70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得901万円超の世帯	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (4回目以降:140,100円)
イ	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (4回目以降:93,000円)
ウ	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (4回目以降:44,400円)
エ	基礎控除後の所得210万円以下の世帯	57,600円 (4回目以降:44,400円)
オ	住民税非課税の世帯	35,400円 (4回目以降:24,600円)